

健発0428第7号
令和5年4月28日

各 { 都道府県知事
市町村長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について

標記の実施については、令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。